

畜産事業者への税制支援

1 肉用牛の売却所得の課税の特例措置

【適用税目】

所得税： 租税特別措置法第 25 条

法人税： 租税特別措置法第 67 条の 3

住民税： 地方税法附則第 6 条

【概要】

農業を営む個人又は農地所有適格法人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛（売却価額が1頭あたり100万円未満（交雑種にあつては80万円未満、乳用種にあつては50万円未満）または高等登録牛）であり、その売却頭数が年間1,500頭以内である時、その売却により生じた事業所得について、農業を営む個人にあつては所得税及び住民税が免除、農地所有適格法人にあつては損金算入することができます。なお、農業を営む個人にあつては、免税対象飼育牛に該当しない牛や1,500頭を越える牛にかかる所得税及び住民税については、所得税法の本則とは別の計算によることとなります。

【適用期限】

所得税： 令和8年12月31日

法人税： 令和9年3月31日

住民税： 令和9年度

2 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置 (汚水処理施設における固定資産税の課税標準の軽減措置)

【適用税目】

固定資産税： 地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号

【概要】

水質汚濁防止法で規定する特定施設（50 m²以上の豚房）を有する者が、公共の危害防止のために汚水処理施設を新たに取得した場合、固定資産税の課税標準が1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減されます。

【適用期限】

令和8年3月31日